

## 東浦町緊急連絡通報システム設置事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等に対し緊急連絡通報システム（以下「システム」という。）を貸与することにより、これらの者が地域の中で安心して暮らせるよう緊急時の通報体制の確保を図り、もって福祉増進に寄与することを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の対象者は、東浦町に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 満65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 満65歳以上の者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けた満65歳以上の者のみで構成されている世帯に属する当該認定を受けた満65歳以上の者
- (3) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (4) 県営東浦住宅シルバーハウジングに入居している者
- (5) 緊急時における通報体制の確保の必要性が前各号に掲げる者と同等であると町長が認めた者

### (申請)

第3条 システムの貸与を受けようとする者は、緊急連絡通報システム設置申請書（様式第1）を町長に提出するものとする。この場合において、町長は、地域包括支援センター等関係する職員により訪問調査を行い、利用の可否を決定するとともに、その結果を緊急連絡通報システム設置貸与・却下決定通知書（様式第2）により申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、原則として第1から第3までの通報先を指定しなければならない。この場合において、申請者の希望により第3通報先については半田消防署東浦支署を指定することができる。
- 3 前条第4号に該当する者及びALSOKのシステムの貸与を受けようとする者については、前項の規定にかかわらず通報先の指定を要しないものとする。
- 4 登録されている通報先及び番号を変更する場合は、緊急連絡通報システム変更申請書（様式第3）を町長に提出するものとする。

### (管理等)

第4条 システムの貸与を受けた者は、緊急連絡通報システム借用書（様式第4）を町長に提出するとともに、当該システムを注意をもって取り扱い、善良な管理を行わなければならない。

- 2 当該システムの貸与を受けた者は、第三者に対しこれを貸与してはならない。

### (費用の負担)

第5条 システムに係る次の費用は、町の負担とする。ただし、システムの利用に係る費用から町負担分を除いた額については、利用者が負担するものとする。

(1) 設置及び撤去に要する費用

(2) 毎月の電話料金のうち、システムを設置することにより増額となる基本料金（NTTアナログ回線以外に対応するシステムを設置する場合には、NTTアナログ回線に対応するシステムを設置した場合に増額となる基本料金に相当する額分の基本料金）

2 登録されている通報先及び番号を変更するために要する費用については、1申請者につき1回に限り町の負担とし、2回目以降は利用者の負担とする。ただし、通報先変更理由が相手方の死亡又は転居の場合は、2回目以降も町の負担とすることができる。

(返還等)

第6条 システムの貸与を受けた者又はその親族等は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急連絡通報システム設置解除届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

(1) 対象者が、第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 対象者が死亡又は転出したとき。

(3) 利用者又は親族等から解除の申出があったとき。

2 第2条第2号に該当する者がシステムの貸与を受けている場合において、当該者が死亡又は転出した後に、当該者と世帯を構成していた者が第2条第1号に該当することとなった場合は、緊急連絡通報システム変更申請書を町長に提出することにより、貸与を受けているシステムを引き続き利用することができる。

(設置の解除)

第7条 前条第1項の届出があった場合においては、町長はすみやかに当該システムを撤去するものとし、緊急連絡通報システム設置解除通知書（様式第6）により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長はその利用に関して不正な行為があったと認めたときは、当該システムを撤去することができるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年12月1日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

緊急連絡通報システム設置申請書

年 月 日

東 浦 町 長

氏 名  
 (申請者) 住 所  
 電話番号

次のとおり緊急連絡通報システムの貸与を申請します。

台帳番号	
------	--

申請理由	・満65歳以上のひとり暮らしの者 ・満65歳以上の者及び要介護の認定を受けた満65歳以上の者のみで構成されている世帯 ・ひとり暮らしの重度身体障害者 ・県営東浦住宅シルバーハウジング入居者 ・その他 ( )				
世帯員	氏 名	続 柄	生 年 月 日		
		世帯主 (本人)	年 月 日		
			年 月 日		
通 報 先	順位	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号
	1				
	2				
	3	通報先を消防東浦支署に希望 ( する ・ しない ) * 第3通報先に消防署を希望しない人のみ、下記を記入する。			
住居状況	持ち家 借家 ( ・ 東浦県営住宅シルバーハウジング )				
機 器	NTT ・ ALSOK				
親 族 連絡先	氏 名	続 柄	住 所	電 話 番 号	
近 隣 協力者 連絡先					
備 考	<担当民生委員名> (電話)				

\*県営東浦住宅シルバーハウジング入居者及びALSOKのシステムの貸与を受けようとする者は通報先の記入は不要

なお、私は、緊急通報の発信を原因とする救助活動によって扉等の器物破損を被った場合には、東浦町に対してその賠償を求めないことを確約します。

また、緊急通報連絡システムが正常に作動せず、通報が行われなかった場合について、東浦町に対して責任を問いません。

様式第2（第3条関係）

緊急連絡通報システム設置 貸与・却下 決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった緊急連絡システムの設置について、次のとおり貸与を決定します。

なお、貸与機器の設置日は、後日協議し、決定させていただきますのでご了承ください。

貸 与 ・ 却 下		
貸与の場合	決 定 番 号	第 号
	電 話 番 号	
却下の場合	却下の理由	

注意事項

下記に該当する場合は、システムの返却又は変更の届出をお願いします。お手数ですが早急に手続きにお越しくください。

記

- 1 満65歳以上のひとり暮らしの者でなくなった場合
- 2 満65歳以上の者及び要介護の認定を受けた満65歳以上の者のみの世帯でなくなった場合
- 3 ひとり暮らし重度身体障害者等でなくなった場合
- 4 利用者が死亡又は転出したとき。
- 5 何らかの理由によりシステムを返却したいとき。



様式第4（第4条関係）

緊急連絡通報システム借用書

年 月 日

東 浦 町 長

住所  
(借受人)  
氏名

年 月 日付け 第 号で貸与決定のあった緊急連絡  
通報システムの設置について、下記のとおり引渡しを受けたので、東浦町緊急連絡通  
報システム設置事業実施要綱の規定を遵守し、借用いたします。

なお、私は、緊急通報の発信を起因とする救助活動によって扉等の器物破損を被っ  
た場合には、東浦町に対してその賠償を求めないことを確約します。

また、緊急連絡通報システムが正常に作動せず、通報が行われないことがあった場  
合について、東浦町に対して責任を問いません。

記

1 借用したもの

2 貸与日（設置工事日）

年 月 日

様式第5（第6条関係）

緊急連絡通報システム設置解除届

年 月 日

東 浦 町 長

住 所  
〈届出者〉氏 名  
電話番号

次のとおり緊急連絡通報システム設置を返還します。

	台 帳 番 号	
利 用 者		
住 所	東浦町大字 字	
電 話 番 号		
解 除 期 日	年 月 日	
解除理由		

様式第6（第7条関係）

緊急連絡通報システム設置解除通知書

第 号  
年 月 日

様

東浦町長

年 月 日付けで届出のあった緊急連絡通報システムの設置について、次により解除します。

利 用 者	
住 所	東浦町
解 除 期 日	年 月 日
解 除 理 由	